

県産農林水産物を主原料とする加工品の放射性物質 検査費用への助成について

【平成31年度 青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業】

県産農林水産物を主原料とする加工品の放射性物質検査を行う場合、検査料金の2分の1を県が負担します。

■ 対象

県内農林水産物加工品製造業者

■ 要件

- (1) 県内加工品製造業者又は県内に加工工場を有する加工品製造業者（産地直売所を含む。）であること
- (2) 加工品の原材料の50%以上が県内で生産された農林水産物を使用していること
- (3) 検査の結果、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過した場合、県の措置等（検査品の情報提供や出荷自粛など）に従うこと

■ 検査料金等

- (1) 検査件数：1加工品製造業者あたり原則4件まで
- (2) 検査料金：検査料金（税抜）の2分の1に消費税を加えた額

項 目		一般食品	牛乳、乳幼児食品	飲料等
検出限界値		10Bq/kg	5Bq/kg	1Bq/kg
必要検体量		100g以上2kg未満	100g以上2kg未満	2kg以上
検査料金（税抜）		12,000円	13,000円	15,000円
うち加工品 製造者 負担額 （税込）	～9月30日	6,480円	7,020円	8,100円
	10月1日～	6,600円	7,150円	8,250円

■ 実施期間

令和元年（2019年）5月7日～令和2年（2020年）3月31日
（ただし、予算額に達した時点で終了となります。）

■ 検査機関及び申込方法

- (1) 一般財団法人青森県薬剤師会食と水の検査センター
（青森市大字野木字山口164-43 電話：017-762-3620）
http://www.eikence.com/kensa_housyanoukensan.html
- (2) 事前に、同センターに「青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業」を活用したい旨を電話で伝え、指示を受けてください。

■ お問い合わせ

青森県 農林水産部 食の安全・安心推進課 安心推進グループ
電 話：017-734-9352
FAX：017-734-8086



[青森県産 農林水産加工品補助事業(青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業)]

放射能検査依頼書

受付月日 年 月 日

受付番号

下記注意事項についてご確認の上、太枠内のみご記入ください

ご依頼者	住所 〒	電話
	会社名	FAX 連絡担当者

【誓約事項】

- 以下の試験品は、県産品の原料を50%以上使用しています。 代表者[㊞]
- 食品衛生法における放射性セシウムの基準値を超過した場合、県に報告しその措置等に従います。

成績書送付先 (上記ご依頼者様と異なる場合のみ)	住所 〒	電話
	会社名	FAX

<成績書のFAX>	要 (FAXが必要な場合は○を付す)
-----------	--------------------

試験品名称(商品名等)	結果書特記事項等	試験部位
1		
2		
3		

検出限界値 ※ご希望の検出限界値を指定ください。

① 25 Bq/kg(134、137の和) ② 20 Bq/kg ③ 10 Bq/kg ④ 5 Bq/kg ⑤ 1 Bq/kg ⑥ その他 (Bq/kg)

試験方法 ※依頼項目の左欄に○を記入してください。

<input type="radio"/>	放射性セシウム(ゲルマニウム半導体検出器法)
<input type="radio"/>	放射性ヨウ素131(ゲルマニウム半導体検出器法)

試験品返却方法	返却方法 (窓口 ・ 宅配便(着払い)) 返却をご希望の場合は記入して下さい。
---------	---

成績書部数	和文 部 注) 記載のない場合は1部となります。2部以上必要の際は別途手数料がかかります。 英文 部 注) 英文希望の場合は、別紙「英文成績書発行申請書」を提出して下さい。
-------	---

試験終了予定日	月 日 頃
---------	-------

受付方法	持込 ・ 送付 ・ 採取 ・ 集荷	包装の破損等	<input type="checkbox"/> 審査基準に適合する。 年 月 日 以上の審査の結果内容が 印 適正であるため受理します。
着荷状態	冷凍 ・ 冷蔵 ・ 室温	正常・有()	
試験品保管	冷凍 ・ 冷蔵 ・ 室温		

試験手数料	円 (見積No.)	依頼書確認者
-------	------------	--------

請求書発行月日	
---------	--

一般財団法人青森県薬剤師会 食と水の検査センター TEL 017-762-3621 FAX 017-762-3680

【注意事項】

- 検査の結果、放射性物質が検出された場合は試験品を返却しますので、あらかじめご了承下さい。
- 成績書発行後は原則として依頼者名、試験品名等の変更はできません。よくご確認の上提出願います。
- 成績書の再発行は、発行後1年以内に限りです。
- ご依頼された試験の情報及び結果は、ご依頼者の同意なしに他者へ供覧することはありません。